

広産企第165号

令和8年6月23日

株式会社イズミ

代表取締役 町田 繁樹 様

広島市長 松井 一實

(経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課)

大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の意見について（通知）

令和7年10月29日付けで届出のあった下記の大規模小売店舗については、意見を有しませんので、同法第8条第4項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
（仮称）広瀬北商業施設
- 2 大規模小売店舗の所在地
広島市中区広瀬北町2番10ほか

広産企第166号
令和8年6月23日

株式会社イズミ
代表取締役 町田 繁樹 様

広島市長 松井 一實
(経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課)

大規模小売店舗の設置に伴う対応について（要請）

令和7年10月29日付けで、大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により届出された「（仮称）広瀬北商業施設」について、本市は令和8年6月23日付けで同法第8条第4項の規定による通知を行いました。その他、下記の事項について対応をお願いします。

記

- 1 駐車場入口にゲートを設けない課金管理システムの導入について、利用者が混乱しないよう十分な周知を行うこと。
- 2 開店後に住民から意見や苦情等が寄せられた場合には、事業者は真摯に対応すること。
- 3 営業開始後も、交通、騒音等の状況を把握するとともに、大規模小売店舗立地法第10条に規定するとおり店舗周辺的生活環境の保持について適正な配慮をして、店舗の維持及び運営を行うこと。また、本市が同法第14条の規定による報告を求めた場合には報告すること。
- 4 広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインに基づき提出された地域貢献計画書に沿った店舗運営に取り組むこと。